

個人情報保護法改正によるデータ流通への影響 2017年改正， 2020年改正及び2021年改正法案

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

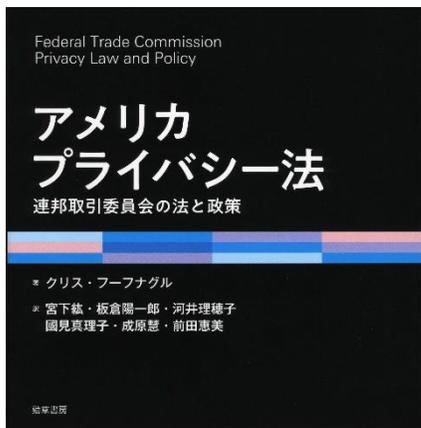
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

自己紹介

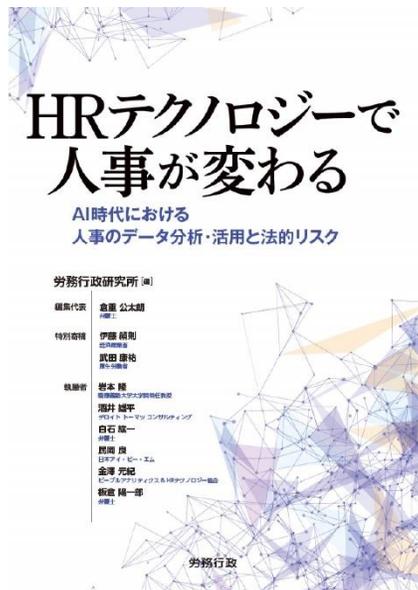
- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。
- 総務省・情報通信法学研究会構成員、消費者庁・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ流通推進協議会監事等。

近著



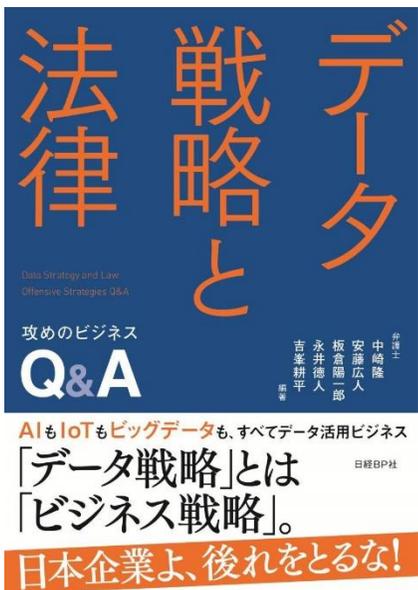
法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。

heigo shobo

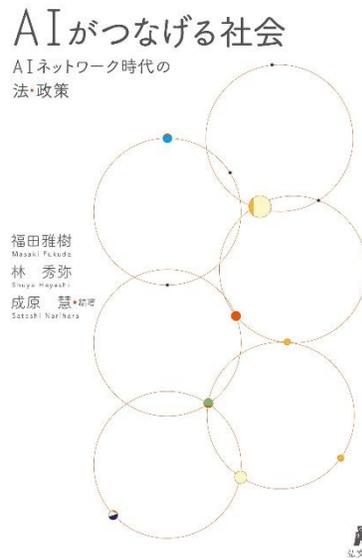


編集代表 倉田 公太郎
特別寄稿 伊藤 龍則
武田 康祐
監修 岩本 隆
目次編
附録 1
附録 2
編集 尾 隆一郎

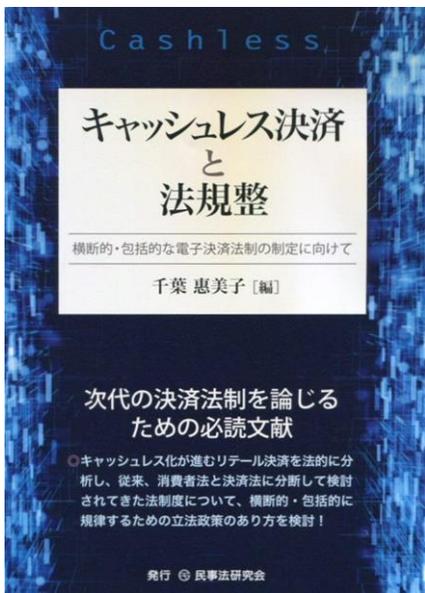
労務行政



日本企業よ、後れをとるな!



現在の法制度、実務状況に基づいた「地に足のついた」AI・ロボット法。Q&A方式でコンパクトに解説。伝統的な法分野の観点から重要問題を洗い出し、可能な限り実定法に則した解説を行う。

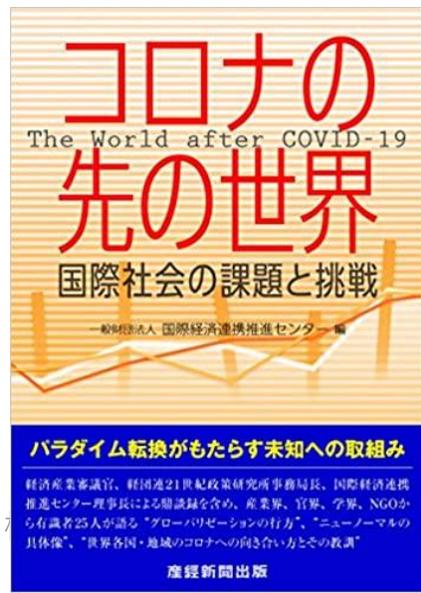


次代の決済法制を論じるための必読文献
○キャッシュレス化が進むリアル決済を法的に分析し、従来、消費者法と決済法に分断して検討されてきた法制度について、横断的・包括的に規律するための立法政策のあり方を検討!

発行 © 民事法研究会



最新の理論水準と実務の知見を盛り込み、各条項にEU法・アメリカ法の解説も加えた、「立体的な」コメントール誕生。
令和2年改正法ベースの逐条解説
行政機関個人情報保護法も論述形式で全体を詳説。



パラダイム転換がもたらす未知への取組み
経済産業審議官、経団連21世紀政策研究所事務局長、国際経済連携推進センター理事長による副読編を含め、産業界、官界、学界、NGOから有識者25人が語る「グローバル化への行方」、「ニューノーマルの具体像」、「世界各国・地域のコロナへの向き合い方」とその教訓



2021/4/7

憲法・判例

（第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵）

個人情報保護法

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

国の行政機関

独立行政法人等
個人情報
保護法

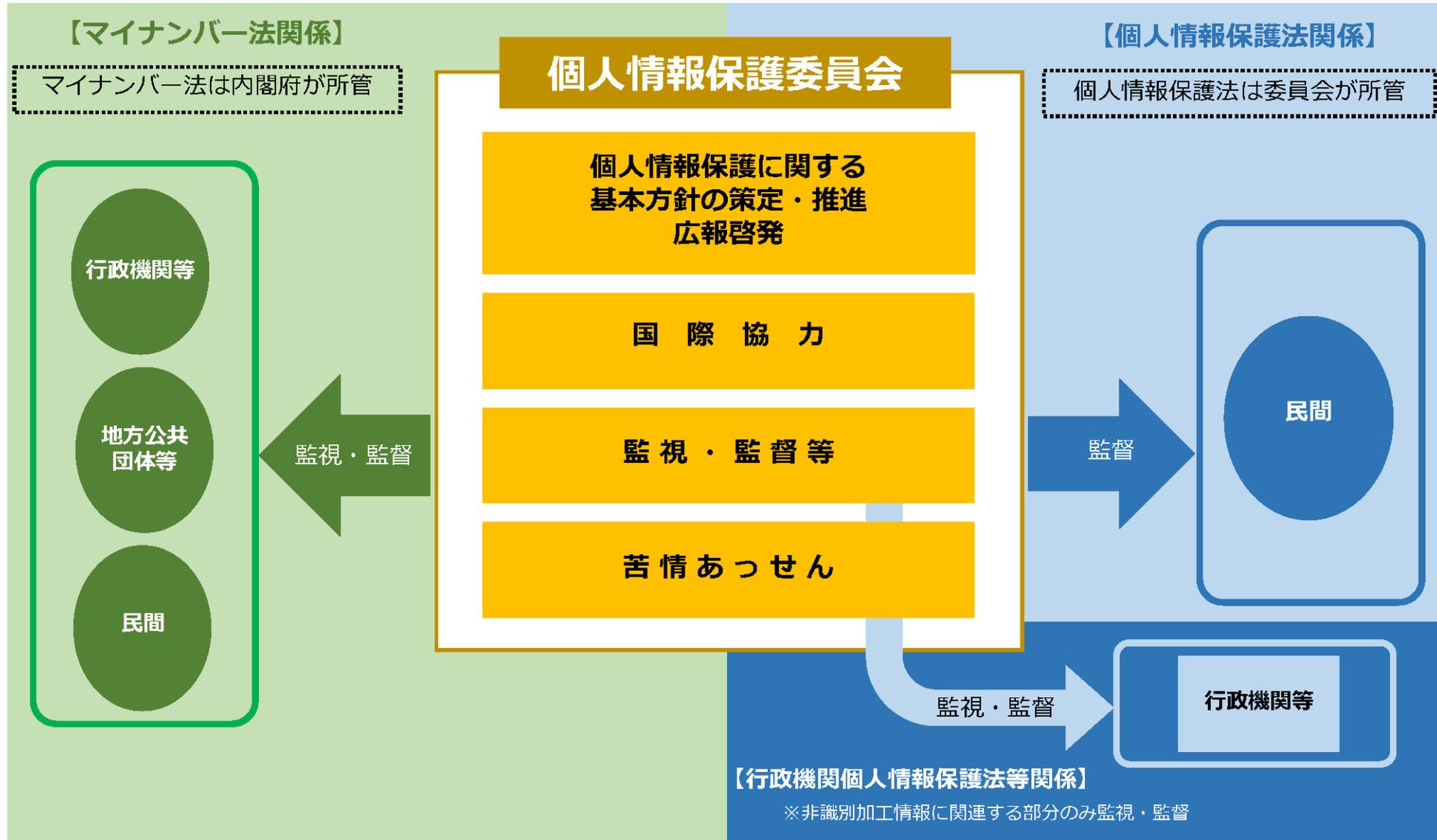
独立行政法人等

個人情報
保護条例

地方公共団体等

<公的分野>

個人情報保護委員会とは



個人情報

生存する個人に関する情報であって、

(1) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

① 取得・利用に関するルール

- ・利用目的の特定
- ・利用目的による制限
- ・適正な取得
- ・取得時の利用目的の通知等

個人データ

個人情報データベース等（※）を構成する個人情報

（※）電子媒体・紙媒体を問わず、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの（例：名簿、連絡帳）

② 保管に関するルール

- ・正確性の確保
- ・安全管理措置
- ・従業者の監督
- ・委託先の監督

③ 提供に関するルール

- ・第三者提供の制限

保有個人データ

個人データのうち開示、訂正、削除等の権限を有するもの

（6月以内に消去するものを除く。）

④ 開示等の求めに関するルール

- ・保有個人データに関する事項の公表
- ・開示・訂正等・利用停止等
- ・理由の説明
- ・開示等の求めに応じる手続き
- ・苦情の処理（*個人情報の取扱いに関して）

1. 個人情報保護法とは

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

3. 事業者が守るべきルール③ - 他人に渡す場合

- **個人情報**を第三者に提供する時は、原則として**本人の同意が必要**。

例外：①法令に基づく場合

- ②人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
- ③公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
- ④国や地方公共団体等への協力

- 本人の同意を得ない場合には、以下(1)～(3)の手続をする（いわゆるオプトアウト手続）。ただし、**要配慮個人情報**については、この手続による提供は**禁止**。

(1)本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。

(2)以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。

①第三者提供を利用目的としていること、②提供される個人データの項目、③提供の方法、④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法

(3)本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会
はこれを公表する。）。

- **業務の委託、事業の承継、共同利用は、第三者提供には当たらない。**

- **第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。**

- **第三者から個人データを受け取る時は、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。**

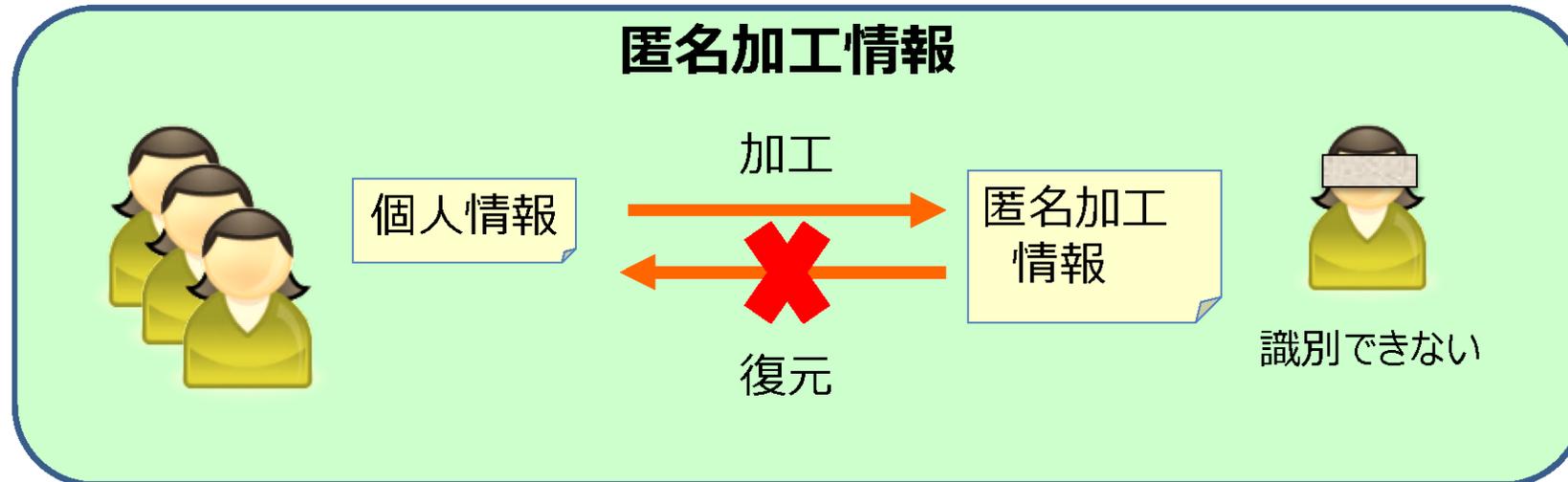
⇒詳細は次ページ参照

データ市場に係る競争政策に関する検討会

4. ビッグデータ時代への対応

○匿名加工情報の制度

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（作成時、第三者提供時の公表等）の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正により新たに導入。
- 匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



4. ビッグデータ時代への対応

「匿名加工情報」に関する規則の内容

匿名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。なお、詳細は自主ルールに委ねる。

- **特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除**（置換を含む。以下同じ。）すること
- **個人識別符号の全部を削除**すること
- 個人情報と他の情報とを**連結する符号**（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- **特異な記述等（例：年齢116歳）を削除**すること
- 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の**性質を勘案し、適切な措置**を講ずること

ガイドラインでは、規則で定められた匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。
その他、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について示す事務局レポートも公表している。

2017年改正とデータ流通①

- 前提の確認
 - 個人情報保護法制（2000個問題を含む）を踏まえたスキーム構築
 - 個人情報該当性判断等
 - 第三者提供規制の対象は個人データだが、目的外利用規制の対象が個人情報であること、プライバシーへの配慮が必要なことから、個人データに至らない個人情報であれば自由に提供できるというわけではない
 - 「第三者」かどうかは法人をまたぐかどうか
 - 委託を受けて取り扱っている個人データは自由には使えない

2017年改正とデータ流通②

- 改正項目のデータ流通への影響
 - 個人情報保護委員会の新設
 - 分野横断的なスキームについて事前相談が可能（PPCビジネスサポートデスク，個人情報保護法相談ダイヤル）。ただし業法による規制がなくなったわけではない（金融，通信等）
 - 個人情報の定義の明確化（個人識別符号，要配慮個人情報）
 - カメラ画像の利活用については検討が進んだ
 - IoT推進コンソーシアム，総務省及び経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」（2017年1月31日），「ver2.0」（2018年3月30日），「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」（2019年5月17日），「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項」（2021年3月19日）
 - 匿名加工情報
 - 利用状況は後述

A)統計情報としての提供

GL匿名加工情報編2-1

なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、改正前の法においても規制の対象外と整理されており、従来同様に規制の対象外となる

Q1-14 A社が保有する個人情報を、特定の個人を識別できない統計情報としてB社に提供した場合、B社においては、この情報は個人情報に該当しますか。

A1-14 統計情報（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報）は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しないと考えられます。

統計にすることと利用目的規制

Q2-5 個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A2-5 利用目的の特定は「個人情報」が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。
また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

- **※AIの学習データとして用いる点に関して利用目的として特定が必要であるかは検討の余地がある（私見）。**

匿名加工情報との違い

Q11-1-2 統計情報と匿名加工情報の違いは何ですか。

A 11-1-2 統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第36条第1項に基づき、施行規則第19条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。

B) 匿名加工情報としての提供

- 匿名加工情報として提供する際のポイント
 - スキームとして匿名加工情報を用いる場合，固定的なデータセットから得られた匿名加工情報を審査しても意味がない。データセットの変動を踏まえて考えなければならない。
 - データセットから匿名加工情報への加工のアルゴリズム，手順，マニュアル…そのようなものについて法律上の要件を満たしているかをチェックすることになる。
 - 匿名加工情報だからといって同意を取ろうとすらしめないというのは悪手（なお，匿名加工情報に関する公表要件は当然に満たす必要がある）。
 - 名寄せ目的には基本的に使えない（「加工の方法に関する情報」の漏えいは禁止，（36条2項）識別行為禁止（36条5項，38条））

6 匿名加工情報の作成等に係る公表状況

(令和2年3月31日時点)

業種		割合
卸売業・小売業	その他の小売業（調剤薬局）	91件（17.9%）
	その他	25件（4.9%）
医療・福祉	健康保険組合	67件（13.2%）
	その他医療・保険福祉	75件（14.7%）
サービス業		104件（20.4%）
情報通信業 (情報通信サービス業、インターネットサービス業を含む)		75件（14.7%）
その他		72件（14.1%）
合計		509件

※ 上記の表中は個人情報保護委員会にて調査した件数を計上している。

C)本人の同意を得た上での提供

- 約款同意は基本的に不適切
 - 無理矢理にマージしようとするればハレーション，レピュテーションリスクに備える必要がある（そこまで織り込んで行った例もないではない）
 - 「同意の強制」は問題になる
 - GAFAに対するGDPRの適用
 - リクナビ事件後の厚生労働省の通知
- インフォームドコンセントを適切に取得することに尽きる

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

■平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。

■自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **1-1 利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **1-2 保有個人データの開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- **1-3 個人データの授受に関する第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- **1-4 6ヶ月以内に消去する短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- **1-5 オプトアウト規定**（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- **2-1 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合**（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の種類に該当する場合に限定。
- **2-2 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- **3-1 認定団体制度**について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**
（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- **4-1 イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- **4-2 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5. ペナルティの在り方

- **5-1 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。**
（※）命令違反:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ **1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
虚偽報告等:30万円以下の罰金 → **50万円以下の罰金**
- **5-2 データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**（法人重科）。
（※）個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → **1億円以下の罰金**

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- **6-1 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- **6-2 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

- **7-1** その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

2020年改正とデータ流通

- データ利活用関係の改正項目が殆どない
- 仮名加工情報は第三者提供を想定していない
 - 加工等の概要は後述
- 個人関連情報についての規律はむしろ規制強化

1. 改正法における仮名加工情報の概要

（参考）

現 行	改正後
<ul style="list-style-type: none">「個人情報」に該当するものは、一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象<ul style="list-style-type: none">利用目的の制限利用目的の通知・公表安全管理措置第三者提供の制限開示・利用停止等の請求対応 等 <p>※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む</p>	<ul style="list-style-type: none">「仮名加工情報」として加工すれば、「個人情報」に該当しても、以下の義務は適用除外<ul style="list-style-type: none">① 利用目的の変更の制限（法第15条第2項） ⇒ 新たな目的で利用可能 ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（法第35条の2第6項から第8項）② 漏えい等の報告等（法第22条の2）③ 開示・利用停止等の請求対応（法第27条から第34条）加工前の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能



**他の情報と照合しない限り
特定の個人を識別できない**

ように加工



3. ① 仮名加工情報を作成するための加工基準

（参考）仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異

	仮名加工情報	（参考）匿名加工情報
定義	他の情報と照合しない限り 特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を 復元することができない ように加工された個人に関する情報
加工基準	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換 （規則第19条第1号）
	個人識別符号の全部の削除又は置換	個人識別符号の全部の削除又は置換 （規則第19条第2号）
	—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を 連結する符号の削除又は置換 （規則第19条第3号）
	—	特異な記述等の削除又は置換 （規則第19条第4号）
	—	その他の個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置 （規則第19条第5号）
	不正利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換	— ※クレジットカード番号は、通常、1号又は5号の基準に基づき削除されと考えられる。

1. 改正法における個人情報に関する第三者提供規制の概要

- 個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいう。

個人情報に該当する例

氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie情報 等

- 個人情報取扱事業者が、**提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される**ときは、あらかじめ当該個人情報に係る**本人の同意等が得られていることを確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならない**こととするもの。
- 個人情報の提供元における確認の方法、記録の方法等については、委員会規則で定めることとしている。

1. 改正法における個人関連情報の第三者提供規制の概要

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス... |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶... |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍... |

B社

- B社は、A社とID等を共有
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能性（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化**（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携促進**、**マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進**及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣（仮称）のほか、特別職のデジタル監（仮称）等を置く

⇒ **デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用**を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）**＜マイナンバーカードの利便性の抜本的向上＞**

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

＜マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化＞

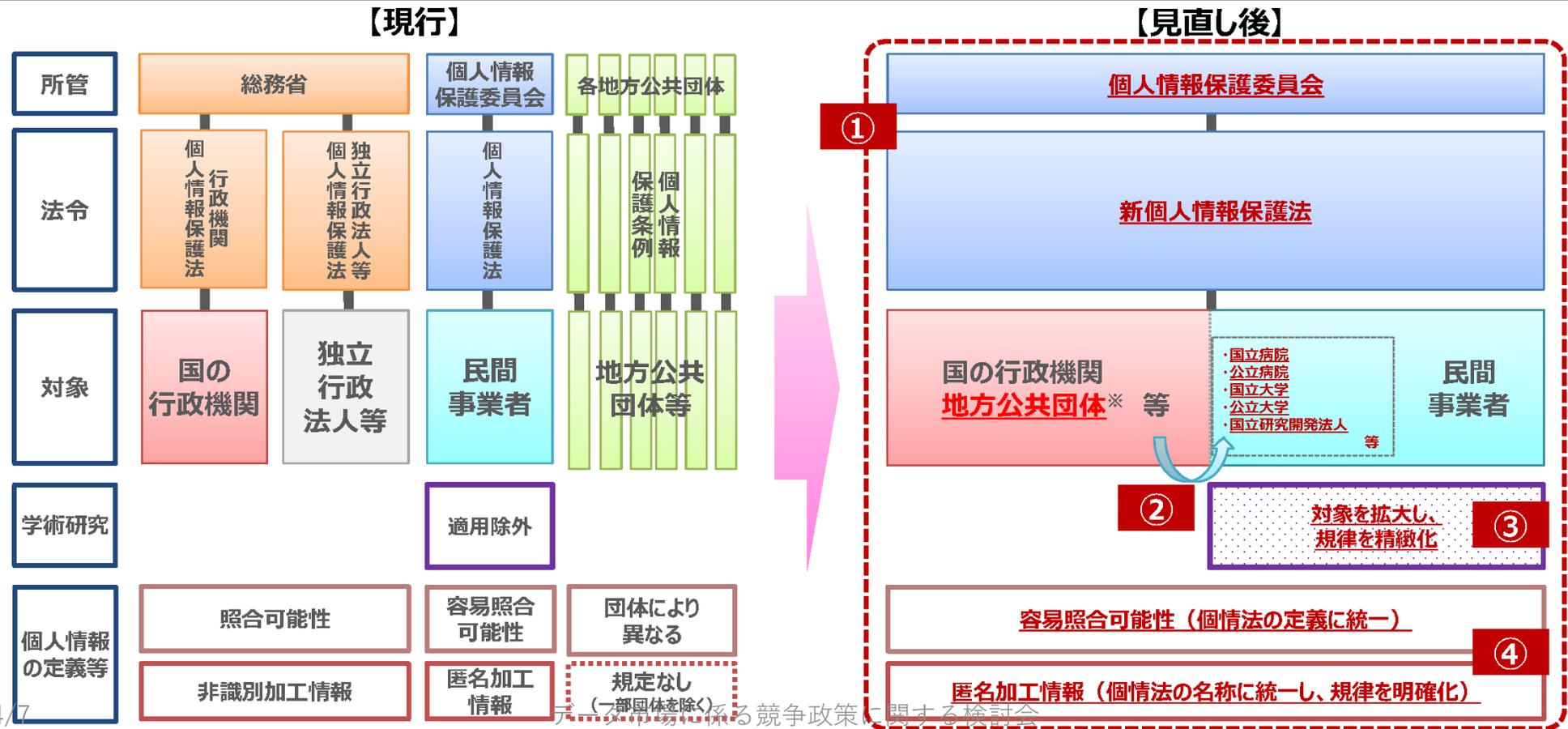
- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
 - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
 - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- ① 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

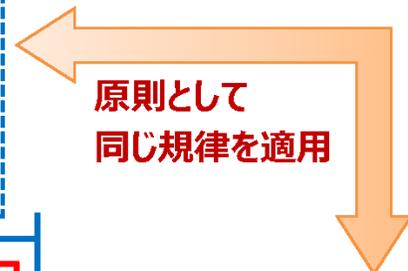
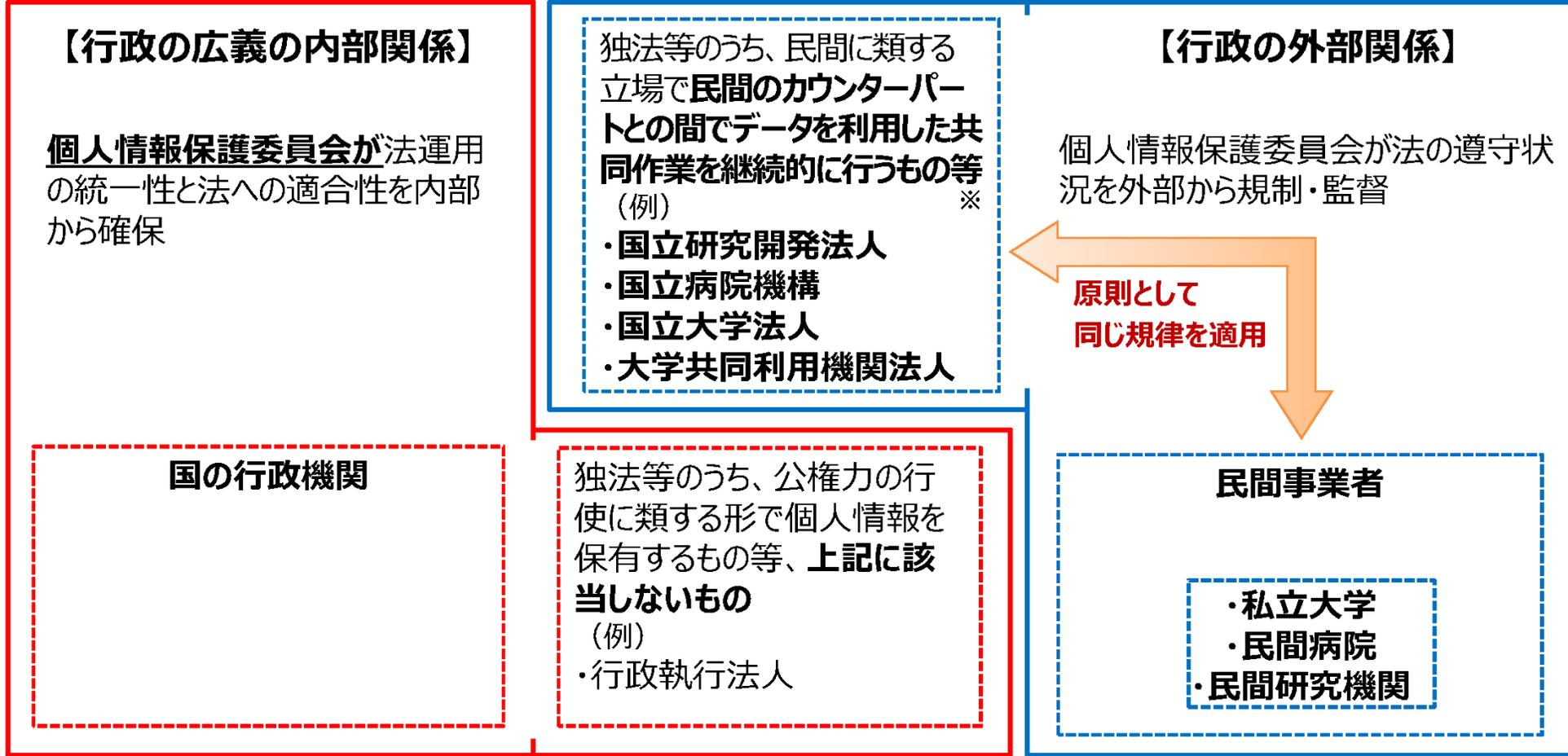
- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規程の不均衡が発生

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。



※ 「民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行う業務」と「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」の双方を行う独法等については、後者の業務を行う部門に対しては例外的に行政機関と同様の規律を適用する。

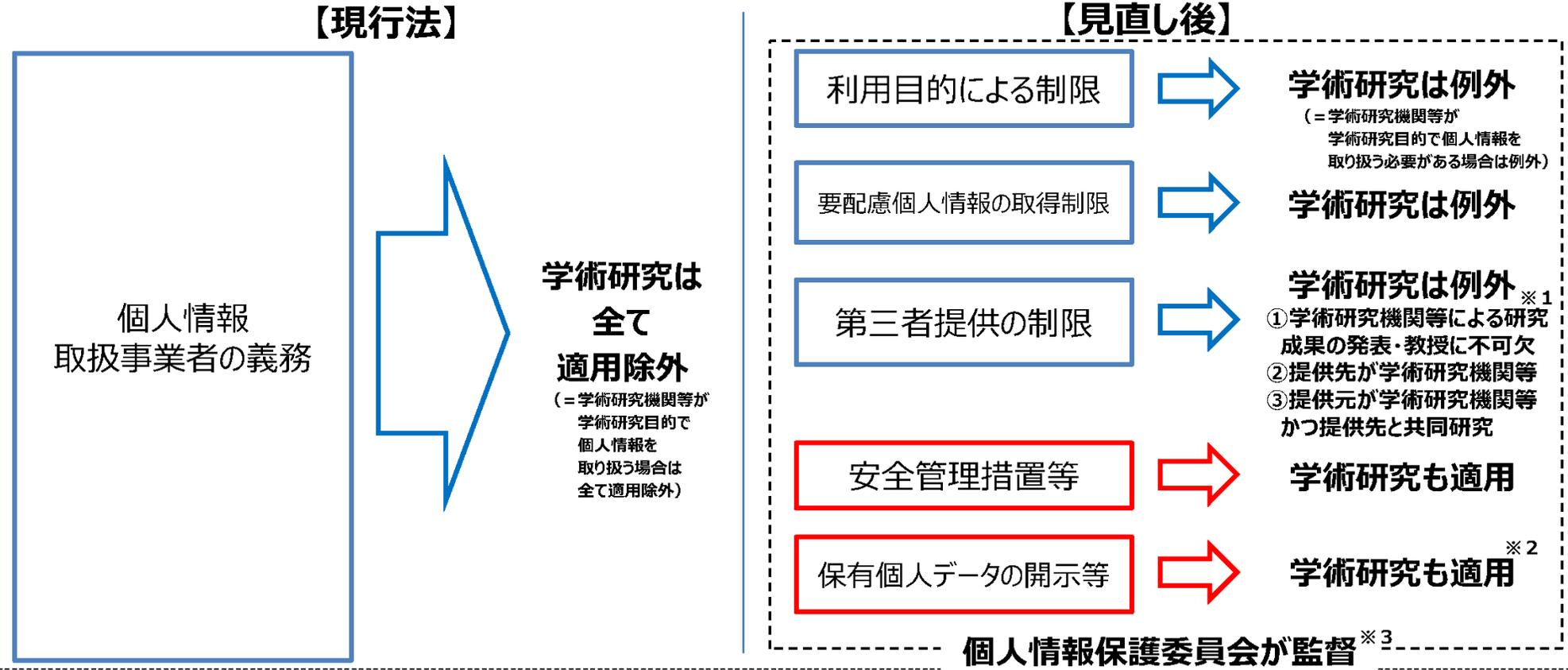
主体		適用法令	例
個人情報取扱事業者 (民間事業者)	適用除外なし	個人情報保護法	民間企業（外国の企業を含む）
	適用除外あり	個人情報保護法（第4章適用なし）	私立大学（学術研究目的）、報道機関（報道目的）
国の行政機関		行政機関個人情報保護法	国の行政機関
独立行政法人等		独立行政法人等個人情報保護法	国立大学法人、国立研究開発法人
地方公共団体		個人情報保護条例	都道府県、市区町村、公立大学



主体		適用法令	例
個人情報取扱事業者		個人情報保護法（第4章）	民間企業（外国の企業を含む）、私立大学
国の行政機関		個人情報保護法（第5章）	国の行政機関
独立行政法人等	別表第2に掲げる法人以外	個人情報保護法（第5章）	日本銀行
	別表第2に掲げる法人	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	国立大学法人、国立研究開発法人
地方公共団体の機関	病院及び大学の運営以外	個人情報保護法（第5章）	都道府県、市区町村の首長部局
	病院及び大学の運営	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	市立病院、茨城県立医療大学
地方独立行政法人	適用除外されたもの以外	個人情報保護法（第5章）	秋田県立療育機構
	適用除外されたもの	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	横浜市立大学

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ E Uから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもG D P Rに基づく**充分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。**
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。**また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）

※2 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※3 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

<現行法の規律>

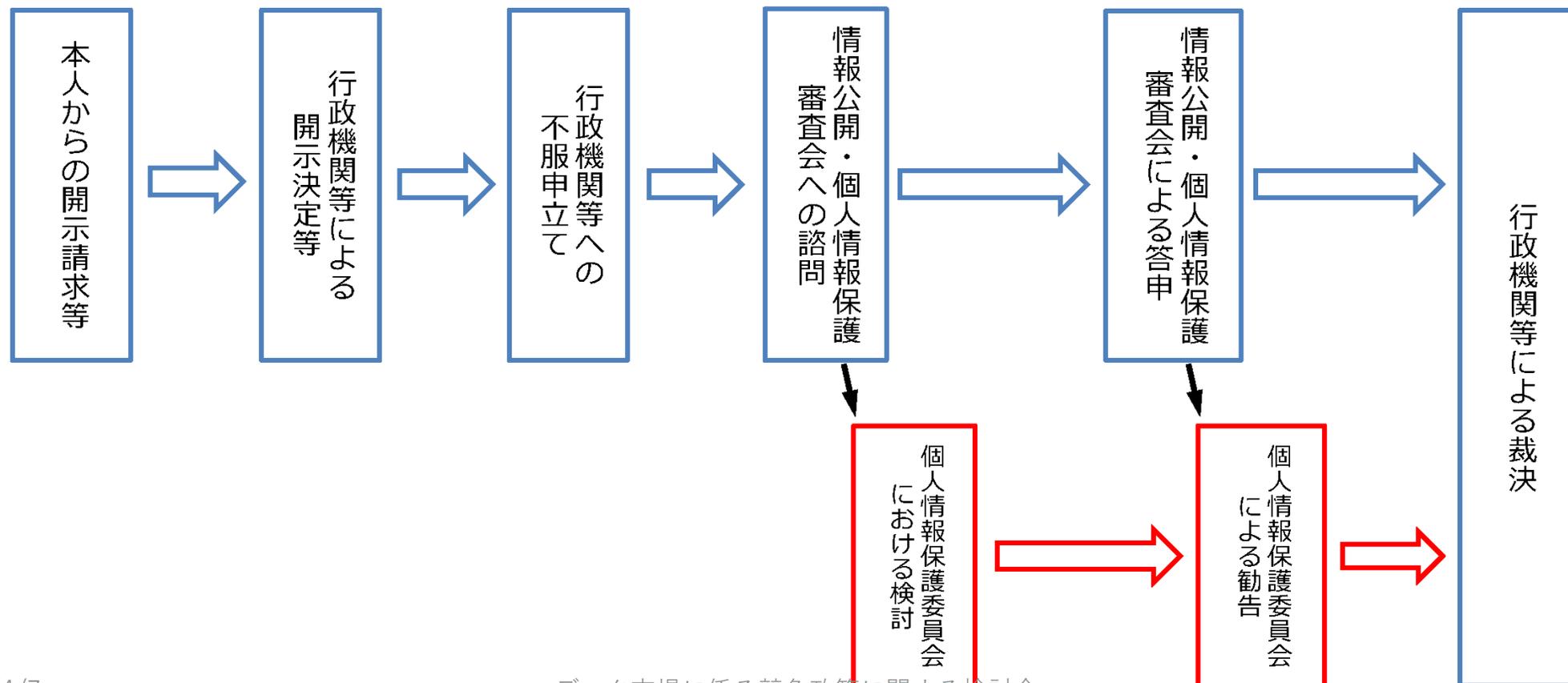
- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

<改正の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い

- ・ 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを整合的に処理する必要性から、一元化後も、**情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持**する。
- ・ ただし、一元化後は、行政機関等による開示決定等の当否についても個人情報保護委員会による監視・監督を及ぼす必要があることから、**個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告**を行い得ることとする。
- ・ 個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議結果を踏まえ行われる必要があることから、審査会への諮問の内容とそれに対する答申の内容を個人情報保護委員会へ共有する。



・勧告は特に必要な場合に限る

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

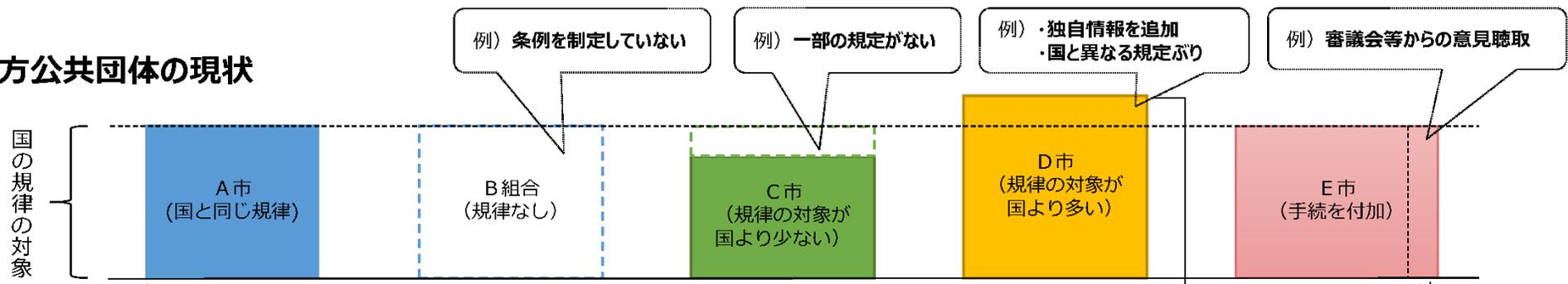
＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

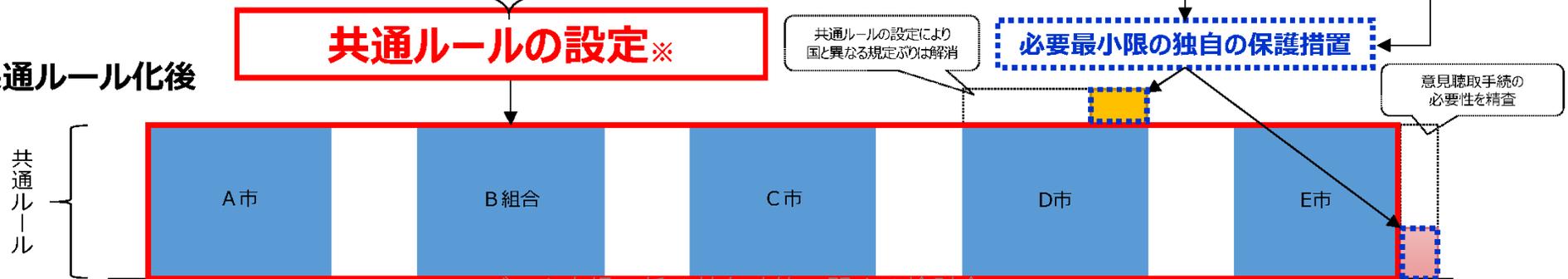
＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
 - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

2021年改正法案とデータ流通

- 2000個問題の解消
 - スキーム構築に掛かるコストの大幅低下（定義，ルールの共通化，個人情報保護委員会への相談等）
 - 分野横断的な個別課題へのガイドラインの作成
- 越境データ流通（特に欧州とのデータ移転）
 - 公的部門への十分性認定の拡張への期待
 - 欧州からの十分性認定をベースにした他国との対話